



## 1 議会の日程及び案件等について

月 日	会議名	内 容
6月9日（火）	本会議（初日）	議案審議など
6月10日（水）	・総務委員会 ・環境建設委員会 ・福祉文教委員会	付託案件審査
6月12日（金）	議員全員協議会	新型コロナウイルス感染症に関する質疑応答
6月18日（木）	本会議（最終日）	委員長報告 議案審議など

- \*日程等は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- \*午前9時30分から開会します。なお、6月10日の環境建設委員会は午後1時30分から、福祉文教委員会は午後3時から行う予定です。
- \*一般質問は実施しませんが、新型コロナウイルス感染症に関する質疑応答を議員全員協議会で行います。

## 2 議会傍聴について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴については以下の点についてご協力をお願いいたします。

- マスクの着用や手指のアルコール消毒にご協力ください。
- 傍聴者またはご家族に発熱等の風邪症状が見られるときは、傍聴をご遠慮ください。
- 傍聴席を制限（39席→19席）しております。間隔を空けてご着席ください。
- 会議中も議場のドアを開放して、換気をしております。
- 受付時に非接触型体温計により体温を計測させていただきます。
- ※録画配信（概ね1週間後）を行っておりますので、ご視聴ください。

## 3 議案について 本会議前日までに市ホームページに掲載する予定です。

第1回定例会6月定例会議付議事件

令和2年6月9日

事 件 番 号	件 名
報告第1号	令和元年度あきる野市繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和元年度あきる野市事故繰越し繰越計算書について
報告第3号	株式会社秋川総合開発公社の令和元年度事業報告及び第32期決算並びに令和2年度事業計画について
報告第4号	新四季創造株式会社の令和元年度事業報告及び第14期決算並びに令和2年度事業計画について
議案第50号	あきる野市基金条例の一部を改正する条例
議案第51号	あきる野市手数料条例の一部を改正する条例
議案第52号	あきる野市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第53号	あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第54号	あきる野市庁舎空調設備改修工事（債務負担行為）の請負契約について
議案第55号	東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第56号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
議案第57号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
議案第58号	令和2年度あきる野市一般会計補正予算（第3号）
議案第59号	令和2年度あきる野市下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第1号

令和元年度あきる野市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度あきる野市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	都支出金	その他	
3 民生費	5 災害救助費	被災住宅応急修理委託	18,753,000	12,650,000			12,650,000		
		被災者生活再建支援金	22,800,000	22,800,000			11,400,000		11,400,000
6 農林水産業費	2 林業費	林道石仁田線高規格化工事	24,000,000	10,000,000			10,000,000		
8 土木費	2 道路橋梁費	市道I-9号線道路改修舗装工事	50,790,000	50,790,000			12,692,000	22,800,000	15,298,000
		秋川駅自由通路エレベーター設置事業	219,822,000	199,139,000		56,946,000		135,000,000	7,193,000
		天王橋補修工事	46,300,000	34,000,000		2,440,000	1,220,000	23,800,000	6,540,000
9 消防費	1 消防費	防災行政無線デジタル化事業	569,287,000	296,034,000				295,997,000	37,000
10 教育費	5 保健体育費	五日市ファインプラザ屋上防水改修工事	9,461,000	9,461,000					9,461,000
		市民プール屋上等防水改修工事	1,298,000	1,298,000					1,298,000
		秋川体育館・中央公民館屋上防水改修工事	12,965,000	12,965,000					12,965,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	都支出金	その他	
11 災害復旧費	1 土木施設 災害復旧費	山田大橋下流左岸道路 災害復旧工事設計委託	11,000,000	7,882,000				7,800,000	82,000
		牛嶽橋災害復旧工事設 計委託	22,000,000	15,800,000				7,300,000	8,500,000
		網代橋災害復旧工事設 計委託	30,000,000	23,300,000				23,300,000	
		坂下橋下流護岸災害復 旧工事設計委託	14,000,000	10,800,000				10,800,000	
11 災害復旧費	2 農林水産業 施設災害復 旧費	林道宝沢線災害復旧工 事設計委託	4,500,000	4,500,000			4,050,000	450,000	
		林道大沢線災害復旧工 事設計委託	6,200,000	6,200,000			5,580,000	620,000	
合計			1,063,176,000	717,619,000	0	59,386,000	57,592,000	526,797,000	73,844,000

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業特別会計

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	都支出金	その他	
1 区画 整理費	2 事業 費	埋蔵文化財調査委託	211,200,000	102,400,000				92,000,000	10,400,000
合計			211,200,000	102,400,000	0	0	0	92,000,000	10,400,000

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村木 英幸

報告第2号

令和元年度あきる野市事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年度あきる野市事故繰越し繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
					国庫支出金	都支出金	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	学童クラブ感染症予防対策事業	1,694,000		1,694,000			
		子育て支援事業感染症予防対策事業	236,000		236,000			
8 土木費	2 道路橋梁費	伊奈大上地内道路側溝改修工事	16,970,000				15,200,000	1,770,000
合計			18,900,000	0	1,930,000	0	15,200,000	1,770,000

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村木 英幸

報告第3号

株式会社秋川総合開発公社の令和元年度事業報告及び第32期決算並びに令和2年度事業計画について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社秋川総合開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

令和元年度事業報告及び第3 2期決算並  
びに令和2年度事業計画

株式会社 秋川総合開発公社

# 令和元年度事業報告

## I：事業概要

国における平成31年4月の日本経済の基調判断では、「景気は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している。」としている。また、多摩地域の景気では、「これまで横ばいが継続していたものの、ここに来てわずかに減速の兆しが見られる。」といった経済状況の中で新年度がスタートしました。途中、平成から令和へ、更には10月の消費税率引き上げや、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大など、目まぐるしい社会・経済の変動があり、年度末の経済状況は、国では「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」としている。また、多摩地域では「景況感は、減速の兆しが見られている。製造業の減速が見られるほか、消費税率引き上げによる消費マインドの落ち込みが見られる。」とされた1年間でした。

このような状況下にあつて、弊社では、主要な事業計画であるテナントの経営支援及び誘致活動をはじめ、あきる野ルピア及びテナントの工夫を凝らした広告宣伝について、早春の販売促進イベントの実施、あきる野ルピアの庇テントの張替えや案内板のリニューアルなど、あきる野ルピア全体のイメージアップに向けて積極的に取り組んでまいりました。また、会社経営においても昨年度並みで、経常利益が約1,010万円の黒字になりました。

当期収入であります。複合ビル関係収入及びその他事業関係の合計は、約11,233万円で、対前年比約300万円の増収となりました。一方、販売費及び一般管理費は、約10,208万円で、対前年比約48万円の増となりました。これで得た営業利益金額に営業外収益を加え、営業外費用、法人税等を差し引きし、当期純利益金額は約850万円となり、対前年比約324万円の減となりました。

一方、ルピアテナント数は、年度当初は16店舗でありましたが、取組の成果として、10月と11月から新たに2店舗が入店し、18店舗となりました。テナントの売上げは、年度末になって新型コロナウイルス感染症拡大の影響がテナントに出始めましたが、全体売上げは約23,600万円、総客数は約74,400人でありました。賑わいの向上対策としては、販売促進イベントのほか、秋川駅北口会フェスティバル等の支援を行ってまいりました。

## II：事業内容

- 1 テナント販売促進などの各種事業及びあきる野ルピアビル管理について
  - (1) テナントの経営支援及び誘致活動
  - (2) 販売促進イベントの支援及びルピア全体の広告宣伝
  - (3) 秋川駅北口会への加入促進等
  - (4) ルピアビル管理
  - (5) あきる野市医師会特定健康診査のデータ処理業務受託
- 2 秋川駅周辺の商業の活性化について
  - (1) 秋川駅北口会フェスティバル支援
  - (2) 冬のイルミネーションフェスティバル支援

## 役員

令和2年3月31日現在

役名	氏名	現職
代表取締役社長	村 木 英 幸	あきる野市長
専務取締役	松 村 博 文	あきる野商工会長
取締役	尾 崎 喜 己	あきる野市副市長
取締役	山 本 典 宏	秋川農業協同組合理事
監査役	影 山 守 彦	あきる野市観光協会会長
監査役	小 磯 弘	あきる野市会計管理者

## 会社の状況

発行済株式総数 2,000株

株主名	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
あきる野市	1,100	55%
あきる野商工会	380	19%
㈱りそな銀行	100	5%
秋川農業協同組合	100	5%
青梅信用金庫	80	4%
西武信用金庫	80	4%
多摩信用金庫	80	4%
あきる野市観光協会	80	4%

## 会社の概要

設 立 昭和63年4月1日  
資本金 1億円  
社 員 2名



# 決 算 報 告 書

---

(第 32 期)

自 平成 31 年 4 月 1 日  
至 令和 2 年 3 月 31 日

株式会社秋川総合開発公社

東京都あきる野市秋川一丁目 8 番地

## 貸借対照表

株式会社秋川総合開発公社

令和 2年 3月31日 現在

### ( 資 産 の 部 )

#### 【流 動 資 産】

現金・預金	36,995,489	
未収入金	3,405,640	
前払費用	817,543	
電気代立替金	634,953	
水道立替金	54,413	
流動資産合計		41,908,038

#### 【固 定 資 産】

##### (有形固定資産)

建物	101,990,332	
建物附属設備	38,232,129	
構築物	3,555,838	
工具器具備品	13	
有形固定資産合計	143,778,312	

##### (無形固定資産)

電話加入権	220,584	
無形固定資産合計	220,584	

##### (投資その他の資産)

出資金	30,000	
投資その他の資産合計	30,000	

固定資産合計		144,028,896
資産合計		185,936,934

### ( 負 債 の 部 )

#### 【流 動 負 債】

未払金	7,699,532	
未払法人税等	1,593,200	
前受金	2,429,365	
預り金	48,803	
預り保証金	12,853,464	
未払消費税	2,679,300	
流動負債合計		27,303,664

#### 【固 定 負 債】

長期借入金	52,088,000	
固定負債合計		52,088,000
負債合計		79,391,664

( 純 資 産 の 部 )

【株 主 資 本】		
資 本 金		100,000,000
(利 益 剰 余 金)		
その他利益剰余金	6,545,270	
繰越利益剰余金	6,545,270	
	<hr/>	6,545,270
利益剰余金合計		<hr/>
株主資本合計		106,545,270
純資産合計		<hr/>
負債・純資産合計		185,936,934
		<hr/> <hr/>

# 損益計算書

株式会社秋川総合開発公社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

**【売上高】**

複合ビル関係収入	71,453,572	
その他事業関係	40,875,832	112,329,404
<b>売上総利益金額</b>		<b>112,329,404</b>

**【販売費及び一般管理費】**

給与手当	14,085,852	
賞与	846,600	
法定福利費	1,959,289	
福利厚生費	93,765	
旅費交通費	1,171	
通信費	186,466	
交際費	18,300	
減価償却費	11,714,620	
保険料	1,321,020	
修繕費	614,991	
消耗品費	210,627	
租税公課	5,042,900	
広告宣伝費	1,029,931	
支払手数料	143,526	
会費会合費	78,829	
新聞図書費	51,305	
地代家賃	7,458,825	
支払報酬料	1,826,112	
事業費	54,269	
管理費	55,240,338	
雑費	100,589	102,079,325
<b>営業利益金額</b>		<b>10,250,079</b>

**【営業外収益】**

受取利息	17,491	
受取配当金	800	
雑収入	461,521	479,812

**【営業外費用】**

支払利息割引料		629,596
<b>経常利益金額</b>		<b>10,100,295</b>
<b>税引前当期純利益金額</b>		<b>10,100,295</b>
法人税、住民税及び事業税		1,596,035
<b>当期純利益金額</b>		<b>8,504,260</b>

## 株主資本等変動計算書

株式会社秋川総合開発公社

自 平成31年 4月 1日  
至 令和 2年 3月31日

単位：円

株主資本		
資本金	当期首残高及び当期末残高	100,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△1,958,990
	当期変動額 当期純利益	8,504,260
	当期末残高	6,545,270
利益剰余金合計	当期首残高	△1,958,990
	当期変動額	8,504,260
	当期末残高	6,545,270
株主資本合計	当期首残高	98,041,010
	当期変動額	8,504,260
	当期末残高	106,545,270
純資産合計	当期首残高	98,041,010
	当期変動額	8,504,260
	当期末残高	106,545,270

## 個別注記表

株式会社秋川総合開発公社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法

#### 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降新規に取得した建物については定額法によっております。

無形固定資産 定額法

#### 引当金の計上基準

貸倒引当金 過去の貸倒実績率により計上しています。

#### 消費税の会計処理

税抜方式によっています。

#### リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。

### 貸借対照表等に関する注記

#### 資産項目別の減価償却累計額の金額

建物	299,523,166円
建物附属設備	16,049,440円
構築物	183,739,844円
工具器具備品	7,108,508円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 発行済株式の数

前期末株式数 (発行済普通株式)	2,000株
当期増加株式数 (発行済普通株式)	0株
当期減少株式数 (発行済普通株式)	0株
当期末株式数 (発行済普通株式)	2,000株
前期末株式数 (発行済優先株式)	0株
当期増加株式数 (発行済優先株式)	0株
当期減少株式数 (発行済優先株式)	0株

当期末株式数（発行済優先株式）

0株

## 令和2年度事業計画

弊社は、あきる野ルピアの商業施設、子育て支援施設及びビスタの賃貸並びにルピア共用部の管理を行うとともに、あきる野とうきゅう、秋川駅北口会、秋川駅周辺地区産業活性化戦略委員会等と連携しながら、引き続き、あきる野ルピアの持つ役割を果たすべく秋川駅周辺地区の活性化に取り組んでまいります。

また、あきる野ルピアの商業施設については、1階・2階合わせて18店舗が入店しておりますが、前年度から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり厳しい社会経済状況からのスタートとなりました。今年度は、この影響による各店舗の売上げの減少を食い止め、平時の状態を取り戻すための取組が求められております。また、1階の2つの空き店舗により、あきる野ルピア全体の賑わい感に欠けるという大きな課題もあります。

このような課題を解決するために、売上向上については、年金、給料等の支給日を考慮した購買力を期待し、1階・2階の商業施設の休業日を毎月第3水曜日から第2水曜日に変更いたしました。また、来年7月に延期された東京オリンピック・パラリンピック大会を見据えた販売促進の取組を進めてまいります。空き店舗解消については、引き続き積極的な誘致活動を行い、多くの方があきる野ルピアに足を運び消費していただけるよう、関係機関の協力を得ながら各テナントと一体となって、賑わいのあるあきる野ルピアを創出し、更には、秋川駅周辺地域の活性化につながるよう努めてまいります。

### 記

#### 1 賑わいのある商業施設の創出

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経営悪化を解消するための取組の一つとして、来年開催の東京オリンピック・パラリンピック大会を見据え、毎年実施しているイベントとの複合的な販売促進活動や、関係機関の協力の下、あきる野ルピア全体の広告宣伝を更に進め、賑わいのある商業施設の創出に努めてまいります。

#### 2 空き店舗解消に向けた誘致活動

あきる野ルピアの商業施設の空き店舗解消に向けては、市及び地域の事業者と連携し専門家の意見等を聞きながら誘致活動を進めるとともに、民間事業者のマッチングサービスなどを活用しながら、新規入店に向けた取組を強化してまいります。

#### 3 秋川駅北口会への加入促進等

「あきる野ルピアテナント会」の設立に向けては、各テナントとの合意形成に時間を要するため、引き続き、秋川駅北口会への加入を推進してまいります。

また、テナントの代表者で組織するテナント会議などを通して情報を共有し、各テナントの強みや魅力を創出してまいります。

#### 4 あきる野ルピアビル管理

ビルの管理については、日頃から来館される方々が一年を通して快適に感じられるような施設管理に努めておりますが、特に、夏の暑い季節では電力需要に対応した節電をしつつ、良好な環境を提供できるように配慮してまいります。

また、突発的な施設の修繕等が発生した場合には、ルピア利用者の安全確保等を最優先に適宜対応してまいります。

#### 5 あきる野市医師会特定健康診査のデータ処理業務受託

特定健康診査のデータ処理業務の受託については、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

#### 6 秋川駅周辺の商業の活性化

秋川駅北口会が実施するイベントや冬の風物詩になっているイルミネーションイベント等の支援を行い、秋川駅周辺の活性化に向けて取り組んでまいります。

報告第4号

新四季創造株式会社の令和元年度事業報告及び第14期決算並びに令和2年度事業計画について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、新四季創造株式会社の経営状況を説明する書類を作成したので、別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

# 新四季創造株式会社

令和元年度事業報告及び第14期決算  
並びに令和2年度事業計画

# 令和元年度 事業報告

## I. 新四季創造株式会社の事業について

令和元年度における当社を取り巻く環境は、緩やかに持ち直しの動きが見込まれましたが、梅雨期間が長引き、秋の大型台風などの影響もあり、12月までは、力強さを欠く状況で推移してきました。その後1月から2月にかけては、「温泉総選挙 2019」第一位受賞の評判もあり、やや上向きに転じてまいりました。しかし、2月末からの新型コロナの流行により、自粛営業となり、3月5日より休館を余儀なくされました。これにより、大幅な減収減益となり、新型コロナ感染予防対策を含め厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、前年度と同様、安全性の維持は第一優先であることを踏まえ、「温泉部門」等、経年劣化著しい施設等の修理を実施し、顧客満足度アップに努めるとともに、経費の削減にも努め、売上の増進に傾注いたしました。

しかしながら、3月での休館が経営に大きく影響し、当社の基幹事業である「秋川溪谷瀬音の湯」の令和元年度温泉入浴者数は225,532人であり、「温泉」「レストラン」「宿泊」「直売」部門を含む総利用者数は383,847人【前期比92.5%】となり、総売上高315.2百万円【前期比91.5%】、営業損失21.3百万円【前期 営業損失2.1百万円】となりました。

また、「秋川溪谷戸倉体験研修センター」事業は、指定管理料含む総売上高40.2百万円、営業利益1.9百万円となりました。

その結果、新四季創造株式会社としては、総売上高355.4百万円、営業損失19.4百万円、経常損失18.0百万円となりました。

次に各部門の令和元年度の事業概況についてご報告いたします。

## II. 「秋川溪谷瀬音の湯」事業

### 1. 事業概況

#### (1) 温泉部門

「温泉総選挙」にて、過去2年連続うる肌部門全国第三位を受賞し、今年度は、待望の第一位を受賞し好評を得たことから、その名に恥じないよう良質な温泉の維持に努めております。このことから今年度においては、浴槽の配管漏水修理等の経年劣化著しい箇所の修理を実施し、お客様の快適な温泉利用を促進することに重点を置きました。

#### (2) レストラン部門

「カフェ」については、土日、祝日の営業を再開いたしました。しかしながら、労働人口減少による人手不足は深刻な問題であり、特にレストラン部門でのお客様に対するサービス低下は否めない実情であります。このような現状を打開するため、繁忙期には混雑緩和対策として、昨年度に引き続き中庭スペースに「キッチンカー」を導入し、お客様の分散化を図る等、サービスの向上に心がけております。

#### (3) 宿泊部門

「東京のふるさと あきる野」に相応しい宿泊地として、昨年同様、稼働率93%とお客様から好評を得ておりますが、さらに、リピーター、新規のお客様

問わず、お問合せ・お申込み時におけるご要望を踏まえ、ベッド照明の更新・浴槽修繕等を行い、滞在中の快適感、安心感、安全性の向上に努めました。

#### (4) 直売部門

物産販売所では、天候不順による入荷の減少もあり苦戦しましたが、「森っこサンちゃんグッズ」の品揃えを計画的に増やし、イメージキャラクターの普及に貢献すると共に、あきる野市の蜜蝋を利用したあきる野ブランドのリップクリームの製作・販売もいたしました。

その他、地元及び友好都市等の特産品の販売に努め、地域産業の振興に寄与いたしました。

### 2. 環境美化について

安全性の追求によるサービスの提供については、環境美化に心がけ、館内においては温泉のレジオネラ菌対策等、レストラン厨房や直売所においても、定期的に大清掃・消毒を実施するなど、お客様に安心してご利用いただけるよう環境を整えました。また、館外においては、「秋川溪谷」のよりよい景観を維持するため、敷地内の危険な樹木の伐採を行うと共に、敷地外の乙津・落合エリアの景観整備にも貢献いたしました。

### 3. 地域との協働について

#### (1) 地域の行・催事への参加と協力

近隣市町村の祭りに花添えるイベントとして「足湯出前体験」の提供をしてみられました。秋川流域をはじめ西多摩地域の官民一体となった行・催事に積極的に参加いたしました。

また、地元産のらぼう菜を利用した、スナック菓子作りを行い、あきる野の地域宣伝に協力いたしました。

#### (2) 館内ギャラリーの活用について

館内壁面スペースの活用は、市民の方々が中心となって、あきる野の季節に見合った写真・絵画等、展示を実施しており、特に、市内の保育園のご協力を得、園児の七夕飾り、クリスマスツリーは、お客様から好評を博しております。

### 4. 広報・宣伝等について

市の「観光まちづくり事業」に呼応し、市の観光関連部署及び関連団体と一体となって、キャンペーンイベントに参画してまいりました。各種のイベントに「足湯出前体験」を提供し、同イベントの誘客に協力しつつ、「秋川溪谷 瀬音の湯」の広報・宣伝に努めました。

このように知名度等の向上および誘客に努めるとともに、「秋川溪谷瀬音の湯」自体、地域の情報発信基地であることから、あきる野市観光協会加盟施設等のパンフレットを設置し、秋川流域の宣伝にも貢献いたしました。

## Ⅲ. 「秋川溪谷戸倉体験研修センター」事業

「学校に泊まろう」を合言葉に、「体験」「宿泊」「飲食」「展示」の4つの機能を備え

た滞在型観光施設として4年経過いたしました。

地域のご協力を得、収穫体験・坐禅教室・ものづくり体験等のプログラムを企画し、青少年育成団体等への集客活動に専念した結果、宿泊された団体の評判も年々良くなっております。

また、学校のモチーフを最大限に活かしたレストラン「食飲室」は、体に優しいヘルシーメニューの考案と東京都が発行する「とうきょう特産食材使用店ガイド」に掲載されるなど、幅広く要望に応え柔軟な対応を継続して参りました。

また、地域の安全という観点から、戸倉の地域コミュニティ応援隊と連携し「自主防災訓練」等に参加し、地域関係者との連携を行っております。

このように、地域・行政・センターと三位一体となって連携を強化し、戸倉地域の活性化の一助となることに心がけていきたいと考えております。

決 算 報 告 書

第 14 期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

新四季創造 株式会社

東京都あきる野市乙津565

# 貸借対照表

令和2年 3月 31日 現在

単位： 円

## 資 産 の 部

【 流動資産 】			
現金		2,506,850	
普通預金		52,359,882	
定期預金		0	
定期積金		24,000,000	
売掛金		0	
商品		9,313,112	
原材料		307,369	
貯蔵品		204,869	
立替金		216,850	
仮払金		50,000	
金券		39,000	
	流動資産合計		88,997,932
【 固定資産 】			
( 有形固定資産 )			
構築物		7,097,099	
機械及び装置		2,796,482	
車両運搬具		1	
工具器具備品		6,399,883	
	有形固定資産合計		16,293,465
( 無形固定資産 )			
ソフトウェア		200,047	
	無形固定資産		200,047
	固定資産合計		16,493,512
	資産の部合計		<u>105,491,444</u>

## 負 債 の 部

【 流動負債 】			
未払金		30,587,653	
前受金		46,600	
預り金		2,049,999	
未払消費税		2,521,000	
未払法人税等		200,000	
	流動負債合計		<u>35,405,252</u>
	負債の部合計		<u>35,405,252</u>

## 純 資 産 の 部

【 株主資本 】			
【 資本金 】			20,000,000
【 利益剰余金 】			
(その他利益剰余金)			
	繰越利益剰余金	50,086,192	
	その他利益剰余金合計	<u>50,086,192</u>	
	利益剰余金合計		50,086,192
	株主資本合計		<u>70,086,192</u>
	純資産の部合計		<u>70,086,192</u>
	負債・純資産の部合計		<u>105,491,444</u>

## 損益計算書

自 平成 31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日

単位： 円

【売上高】			
売上 (温泉)	158,166,595		
売上 (宿泊)	37,644,837		
売上 (レストラン)	79,417,151		
売上 (直売)	29,416,402		
受託収益	10,534,627		
売上 (戸倉体験)	691,920		
売上 (戸倉貸出)	1,202,374		
売上 (戸倉飲食)	9,491,546		
売上 (戸倉宿泊)	8,593,868		
売上 (戸倉管理)	78,652		
指定管理料 (戸倉共通)	20,176,020	355,413,992	
【売上原価】			
期首商品棚卸高	6,370,216		
仕入高	56,180,555		
期末商品棚卸高	△ 9,825,350	52,725,421	
売上総利益			302,688,571
【販売費及び一般管理費】			
給料手当	137,386,618		
賞与	6,460,000		
法定福利費	11,694,454		
福利厚生費	1,934,922		
退職給付費用	1,215,360		
人材派遣費	2,133,600		
消耗品費	11,278,186		
事務用品費	1,573,563		
地代家賃	872,728		
保険料	704,540		
修繕費	6,408,434		
リース料	1,816,664		
警備料	10,640,449		
保守料	6,966,651		
設備維持管理費	13,771,000		
租税公課	392,917		
減価償却費	6,606,338		
旅費交通費	106,046		
通信費	1,676,357		
水道光熱費	75,926,953		
支払手数料	3,096,015		
会議費	38,458		
運賃	20,657		
広告宣伝費	4,048,755		
交際費	367,764		
新聞図書費	115,312		
研修費	53,188		
車両費	562,478		
クリーニング費	8,868,588		
諸会費	365,707		
寄付金	0		
募集費	704,000		
サポート料	9,160		
雑費	4,284,528	322,100,390	
営業利益			-19,411,819
【営業外収益】			
受取利息	68,360		
雑収入	1,389,675	1,458,035	
【営業外費用】			
借入金利息			49,558
雑損失			
経常利益			-18,003,342
税引前当期純利益			-18,003,342
法人税等			200,000
当期純利益			-18,203,342

# 株主資本等変動計算書

自 平成 31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日

新四季創造 株式会社  
(事業連結)

単位： 円

【株主資本 【資本金 】	前期末残高及び当期末残高		20,000,000
【利益剰余金 (その他利益剰余金) 繰越利益剰余金	前期末残高		68,289,534
	当期変動額	当期純利益	-18,203,342
	当期末残高		50,086,192
利益剰余金合計	前期末残高		68,289,534
	当期変動額	当期純利益	-18,203,342
	当期末残高		50,086,192
株主資本合計	前期末残高		88,289,534
	当期変動額	当期純利益	-18,203,342
	当期末残高		70,086,192
純資産合計	前期末残高		88,289,534
	当期変動額	当期純利益	-18,203,342
	当期末残高		70,086,192

# 個別注記表

自 平成 31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日

新四季創造 株式会  
(事業連結)

1. この計算書は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法

②無形固定資産・・・定額法

(3) リース取引の会計処理

所有権移転外のファイナンスリース、通常の賃貸借取引にかかる方法に準ずる方法によっています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

## 付属明細書

新四季創造株式会社  
(事業連結)

### 1. 借入金の増減

金額単位：円

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
短期借入	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

### 2. 固定資産の取得・処分及び減価償却明細

金額単位：円

資産の種類	期首帳簿価格	当期取得額	当期償却額	期末帳簿価格	償却累計額
構 築 物	8,106,357	0	1,009,258	7,097,099	5,852,012
機械及び装置	3,500,899	0	704,417	2,796,482	11,683,625
車両運搬具	1	0	0	1	1,396,799
工具器具備品	11,057,950	0	4,658,067	6,399,883	31,036,003
ソフトウェア	434,643	0	234,596	200,047	1,972,933
合計	23,099,850	0	6,606,338	16,493,512	51,941,372

# 会社の概況

新四季創造株式会社

## 1. 役員（新四季創造株式会社）

役名	氏名	備考
代表取締役	村木英幸	あきる野市長
代表取締役	木下廣司	(常勤)
取締役	市川六太郎	十里木・長岳農畜産物等直売組合長
取締役	尾崎喜己	あきる野市副市長
取締役	松村博文	あきる野商工会会長
取締役	影山守彦	一般社団法人 あきる野市観光協会会長
取締役	栗原十一	秋川農業協同組合理事
監査役	峰岸良夫	あきる野商工会副会長
監査役	木住野盛男	秋川農業協同組合監事

令和2年3月31日現在

## 2. 株式総数 400株（新四季創造株式会社）

株主名	所有株式数	株式総数に対する割合
あきる野市	204	51%
あきる野商工会	60	15%
秋川農業協同組合	60	15%
一般社団法人 あきる野市観光協会	60	15%
十里木・長岳農畜産物等直売組合	16	4%
計	400	100%

## 3. その他の状況（新四季創造株式会社）

設立：平成18年7月27日

資本金：20,000,000円

従業員：88人（令和2年3月31日現在）

単位 人

合計	正社員	契約社員・嘱託	パート
88	7	6	75

## 令和2年度 事業計画

新四季創造株式会社は、地域活性化に貢献することを最大の使命として、市より指定管理者の任を受け、「秋川溪谷 瀬音の湯」、「戸倉体験研修センター」の管理運営を行っております。

また、市の観光政策である「秋川溪谷のブランド化」を推進するなかで、顧客誘致に努め、近隣への経済波及効果および顧客満足度の向上を図りつつ、今後も、市の「観光まちづくり事業」に呼応し、観光振興および地域の活性化に寄与していく所存であります。

なお、令和2年度の振興策は以下のとおりであります。

### I. 秋川溪谷温泉事業

#### 1. 温泉部門

- (1) 温泉総選挙「うる肌部門 全国第一位」としてのお客様感謝イベントの計画
- (2) 閑散期及び平日における顧客の掘り起こし
- (3) 感染予防・衛生管理の徹底によるお客様への「安全・安心」の提供

#### 2. レストラン事業

- (1) カフェの全日営業に向けた具体案の策定
- (2) メニューの見直しと構築（スチームコンベンション・冷凍機等の有効活用）
- (3) 感染予防・衛生管理の徹底によるお客様への「安全・安心」の提供

#### 3. 宿泊事業

- (1) 顧客満足度の向上(周辺観光施設等の観光案内と情報提供)
- (2) お食事・お泊りセットの商品化
- (3) 感染予防・衛生管理の徹底によるお客様への「安全・安心」の提供

#### 4. 直売事業

- (1) 「近隣野菜まつり」等のシーズンイベントの開催
- (2) 「瀬音会会員商店」による、特別販売イベントの開催
- (3) 感染予防・衛生管理の徹底によるお客様への「安全・安心」の提供

### II. 「秋川溪谷戸倉体験研修センター」事業

- (1) 地域と密着した体験プログラムの開発
- (2) 「給食文化」の創造と広報・宣伝の強化
- (3) 感染予防・衛生管理の徹底によるお客様への「安全・安心」の提供

### III. 総合的な取り組み

- (1) 営業再開による検討課題と今後の収益拡大対策の推進
- (2) 施設の中期・長期による維持管理計画の策定（事前対策と資金繰り計画）
- (3) あきる野市「観光まちづくり事業」との連携

以上

議案第50号

あきる野市基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

介護予防の推進、介護人材の確保等の支援及び感染症対策に当たり、当該基金を活用することから、その目的等を明確に位置付けるため、規定を整備する必要がある。

あきる野市基金条例の一部を改正する条例

あきる野市基金条例（平成7年あきる野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表あきる野市保健福祉基金の項中「その他の福祉施策」を「、介護予防、介護人材の確保、定着及び育成の支援、感染症対策その他の保健福祉施策」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）の施行により、通知カードの廃止に係る規定を整備する必要がある。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市手数料条例（平成 1 2 年あきる野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。別表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 4 0 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第52号

あきる野市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年あきる野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第3項中「停車帯」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条第6項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第4条第1項中「いずれも」を削る。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1

時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「いずれも」を削り、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条第2項中「いずれも」を削る。

第29条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第38条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後のあきる野市道路の構造の技術的基準を定める条例第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年あきる野市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

あきる野市庁舎空調設備改修工事（債務負担行為）の請負契約について

上記の議案を提出する。

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市庁舎空調設備改修工事（債務負担行為）を行うため、請負契約を締結する必要がある。

あきる野市庁舎空調設備改修工事（債務負担行為）の請負契約について

下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 R2 あきる野市庁舎空調設備改修工事（債務負担行為）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 417,340,000円
- 4 契約の相手方  
所在地 東京都立川市曙町一丁目18番2号  
商号又は名称 菱和・アーイング特定建設工事共同企業体  
代表者名 株式会社テクノ菱和 西東京営業所 所長 大塚 英嗣

## 議案第 5 5 号

### 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議により定める必要があるため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

令和 2 年 4 月 1 日付けで、東京都市町村職員退職手当組合の組織団体である福生病院組合が、福生病院企業団に名称変更したことに伴い、東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要がある。

### 東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和 4 0 年 4 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 地方公共団体の項第 1 区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

### 附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

## 議案第56号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体の協議により定める必要があるため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和2年6月9日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

東京都市町村公平委員会を共同設置する福生病院組合が、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する企業団へ移行したことに伴い、共同設置している関係団体から脱退するため、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要がある。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 議案第 57 号

### 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議により定める必要があるため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

令和 2 年 4 月 1 日付けで、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の組織団体である福生病院組合が、福生病院企業団に名称変更したことに伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する必要がある。

### 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和 43 年 2 月 29 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中及び別表第 2 選挙区の項第 1 区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

### 附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。